

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第62項	番号法第19条第8号 別表第二 第62項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第62項	番号法第19条第8号 別表第二 第62項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第27項	番号法第19条第8号 別表第二 第27項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第17項	番号法第19条第8号 別表第二 第17項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第5項	番号法第19条第8号 別表第二 第5項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第87項	番号法第19条第8号 別表第二 第87項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第26項	番号法第19条第8号 別表第二 第26項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 ⑥移転方法	「〇」庁内連携システム	「〇」その他(住民基本台帳システム)	事後	重要な変更当たらない(連携方法の変更)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2 ②移転先における用途	介護保険業務の年金特別徴収業務等で国保の資格情報を確認する。	介護保険業務の給付事務において医療保険資格情報を確認する。	事後	重要な変更当たらない(事務内容精査)
令和4年6月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された個人番号の真正性確認の措置の内容	【国保システム】 大田区に住居登録されていない対象者(遠隔地被保険者等)である者以外は、区民情報系基盤システムより個人番号情報を入力する(国保システムから個人番号を入力・登録しない)。	【国保システム】 大田区に住居登録されていない対象者(遠隔地被保険者等)である者以外は、住民記録システムより個人番号情報を入力する(国保システムから個人番号を入力・登録しない)。	事後	重要な変更当たらない(連携方法の変更)
令和4年6月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との混同が行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 システム	【国保システム】 ①他部署にて管理しているシステムを利用する国保年金課職員は、参照権限しか付与されていない。また、参照できる情報項目は他部署でシステム的に制限されており、法律に基づいた閲覧制限を課せられている。 ②他部署にて管理しているシステムを利用する国保年金課職員は、必要最小限の人数としている。また利用にあたっては、他部署へ法律に基づいた申請を行うことが条件となっており、これに基づいて許可・不許可のシステム設定がなされる仕様となっている。 【収納支援システム】 同上	【システム】 ①他部署にて管理しているシステムを利用する国保年金課職員は、参照権限しか付与されていない。また、参照できる情報項目は他部署でシステム的に制限されており、法律に基づいた閲覧制限を課せられている。 ②他部署にて管理しているシステムを利用する国保年金課職員は、必要最小限の人数としている。また利用にあたっては、他部署へ法律に基づいた申請を行うことが条件となっており、これに基づいて許可・不許可のシステム設定がなされる仕様となっている。	事後	重要な変更当たらない(記載表現変更)
令和4年6月30日	IV その他リスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	【大田区全体の対応】 ①研修については、毎年度、研修計画を人事研修部門、情報システム課と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得て実行している。 ②毎年度、新規採用者、転入者、主任主事、新任係長などの職層研修や、全課の担当職員に対して情報セキュリティ研修を実施している。 ③研修後は、受講者アンケートを実施してフィードバックを行っている。 ④研修実施状況は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。	【大田区全体の対応】 ①研修については、毎年度、研修計画を人事研修部門、情報セキュリティ対策担当等と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得て実行している。 ②毎年度、新規採用者、転入者、主任主事、新任係長などの職層研修や、全課の担当職員に対して情報セキュリティ研修を実施している。 ③研修後は、受講者アンケートを実施してフィードバックを行っている。 ④研修実施状況は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。	事後	重要な変更当たらない(記載表現変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	VI 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和3年4月13日	令和4年6月10日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価実施日の更新)
令和4年12月23日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	区民情報系基盤システムとの関係 (連携データを記載)	区民情報系基盤システムとの関係に 「年金受給情報」を削除 「年金資格情報」を削除 「公金受取口座」を追記 (記載のとおり)	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年12月23日	II ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル 記録項目 18 住民情報	氏名・住所・生年月日等の宛名情報	氏名・住所・生年月日等の宛名情報、戸籍関係 情報	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年12月23日	VI 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和3年6月10日	令和4年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価実施日の更新)
令和5年10月13日	I 基本情報 (別添1)事務の内容		図表の修正	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(国保連合会のシステム構成についてわかりやすく修正)
令和5年10月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取 り扱いの委託 委託事項5	データ入力作業委託	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケー ション保守業務及びシステム運用事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託内容をわかりやすく修正)
令和5年10月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取 り扱いの委託 委託事項11	レセプト点検業務委託	データ入力作業及びレセプト点検業務委託	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託内容を詳細に記載)
令和5年10月13日	III 特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対 策 4.特定個人情報ファイルの取 り扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限 具体的な制限方法	追記	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行 作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入 に関する作業には、委託先の責任者が特定 個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効 するが、当該IDの権限及び数は必要最小限と し、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう システムの制御することを委託先に遵守させ ることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が 迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効さ せることを委託先に遵守させることとしている。	事後	重要な変更当たらない(国保総合(情報集約)システム措置内容の追記)
令和5年10月13日	III 特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対 策 4.特定個人情報ファイルの取 り扱いの委託 特定個人情報ファイルの取 り扱いの記録 具体的な方法	追記	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行 作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納した ファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作 業終了後は、不正使用がないことを確認した上 で破壊し、破壊日時・破壊方法を記録するこ とを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象フ ァイルにアクセスできないようにし、リスク範囲 を限定することを委託先に遵守させることとし ている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しない よう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、 作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複 製がされていないか記録を残すことを委託先に 遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作 業は二人で行う相互牽制の体制で実施するこ とを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的ログをチェッ クし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われて いないか監視することを委託先に遵守させるこ ととしている。	事後	重要な変更当たらない(国保総合(情報集約)システム措置内容の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	追記	<ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されていること ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること 	事後	重要な変更に当たらない(国保総合(情報集約)システム措置内容の追記)
令和5年10月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	追記	<p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 	事後	重要な変更に当たらない(国保総合(情報集約)システム措置内容の追記)
令和5年10月13日	Ⅵ 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和4年12月1日	令和5年9月27日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価実施日の更新)